

改正要綱			現行要綱		
高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱			高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱		
第1条 ～ 第3条 【省略】 (交付金の交付対象経費及び交付率) 第4条 交付金の交付対象となる経費及びそれに対する交付率は、次の表に定めるとおりとする。			第1条 ～ 第3条 【省略】 (交付金の交付対象経費及び交付率) 第4条 交付金の交付対象となる経費及びそれに対する交付率は、次の表に定めるとおりとする。		
交付金事業	経費の内容	交付率	交付金事業	経費の内容	交付率
高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業	要綱運用の第5の2に定める対象活動組織が行う水産多面的機能発揮対策事業のうち、要綱運用別表1に定める支援メニュー2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費	<u>1活動項目当たり</u> 事業に要する経費の15パーセント以内とし、30万円を上限とする。ただし、要綱運用別表1に定める支援メニュー1 環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。	高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業	要綱運用の第5の2に定める対象活動組織が行う水産多面的機能発揮対策事業のうち、要綱運用別表1に定める支援メニュー2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費	事業に要する経費の15パーセント以内とし、1活動項目あたり30万円を上限とする。ただし、要綱運用別表1に定める支援メニュー1 環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。
高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業	要綱運用の第6の3に基づき、市町村が行う事業に要する経費	定額	高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業	要綱運用の第6の3に基づき、市町村が行う事業に要する経費	定額
第5条 ～ 第17条 【省略】 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この要綱は令和5年3月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u>			第5条 ～ 第17条 【省略】 附 則 (略)		
別表(第6条、第8条、第14条関係) 1～10 【省略】			別表(第6条、第8条、第14条関係) 1～10 【省略】		
別記第1号様式 ～ 第9号様式 【省略】			別記第1号様式 ～ 第9号様式 【省略】		